

時期	医療法30条の14に基づく診療に関する学識経験者の団体その他医療関係者等との協議の場 (地域医療構想調整会議)		医療法30条の4第13項、 14項に基づく策定前の意見聴取	その他 (県独自の取り組み)
	親会議(県全体)	分科会(2次医療圏)		
5月	①GL説明等(5/13)			
7月	②医療需要・必要病床数の報告(7/29)			
9月		①現況や医療提供体制について意見交換		
10月				
11月		②在宅医療、地域包括ケアについて意見交換		地域医療介護総合確保基金事業検討会での説明
12月				
1月		③～④意見まとめ等		
2月	③地域医療構想素案審議(2/1)		診療・調剤に関する学識経験者団体、市町村、保険者協議会からの意見聴取 ※地域医療構想調整会議・分科会で審議に加わっているが、文書で意見を求めるもの	地域医療介護総合確保基金事業検討会での説明
3月			医療審議会における意見聴取	パブリック・コメント (2月下旬～3月中旬)